

4 大気環境の保全



| 現況

(1) 大気汚染物質

「大気汚染防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」などに基づいて、工場などから排出される大気汚染物質の濃度や総量を規制するほか、九都県市で連携して、旧式ディーゼル車の運行規制を実施するなど、自動車から排出される大気汚染物質を抑制するための取組を行っています。

こうした取組により、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質¹及び微小粒子状物質（PM2.5）²は環境基準³を達成していますが、光化学オキシダント⁴の環境基準達成は、依然として厳しい状況にあります。PM2.5については、現在の水準を維持するため、発生源の把握や環境中における二次生成機構の解明が急務です。

また、PM2.5及び光化学オキシダントの原因物質の一つとされる揮発性有機化合物（VOC）⁵についても、排出削減に向けた自主的取組を促す啓発活動や調査研究などに取り組んでいます。

¹ 大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい「降下ばいじん」と大気中に長期間浮遊する「浮遊粉じん」があり、「浮遊粉じん」の中でも粒径が0.01mm以下のものを浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）という。

² 大気中に浮遊する粒子状物質（PM：Particulate Matter）のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称

³ 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの

⁴ 自動車や工場から排出される窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）を主体とする原因物質が太陽光線に含まれる紫外線の照射を受け、化学反応を起こすことによって生じる二次的な汚染物質

⁵ 挥発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称

環境基準が定められている大気汚染物質

汚染物質	発生源	環境基準
二酸化硫黄	工場、火力発電所等のばい煙等	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	自動車排出ガス等	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	人為発生源由来：工場、ディーゼル車等の他、排気ガス中の成分が大気中で反応して生成 自然由来：土壤粒子、海塩粒子等	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	浮遊粒子状物質と同様 (ただし、人為発生源由来の比率が高いといわれている。)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	工場のばい煙、自動車排出ガス、肥料製造施設、硝酸製造施設等	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	原因物質として工場のばい煙等、自動車排出ガス等	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	工場の排出ガス、自動車排出ガス等	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	工場の排出ガス、洗浄施設、混合施設等	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	工場の排出ガス、ドライクリーニング機等	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	工場の排出ガス、洗浄施設、混合施設等	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

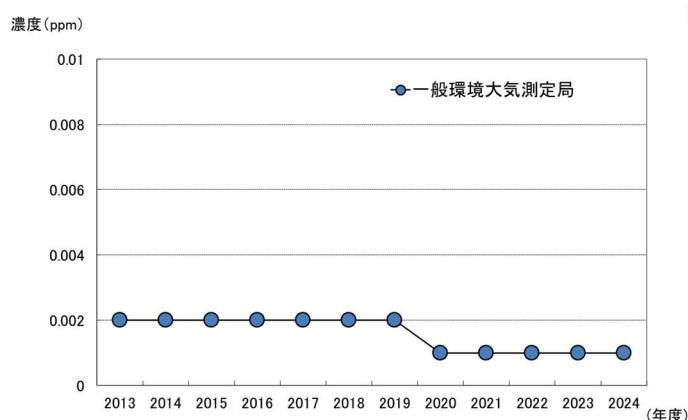
▶ 大気汚染物質の測定結果

2024年度は、県内92の常時監視測定局（一般環境大気測定局61局、自動車排出ガス測定局31局）で大気汚染物質を測定しました。その結果、測定局の数に違いはありますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質（PM2.5）は、有効測定局すべてで環境基準を達成していました。しかし、光化学オキシダントは、測定した61局の中に環境基準を達成できた局はありませんでした。

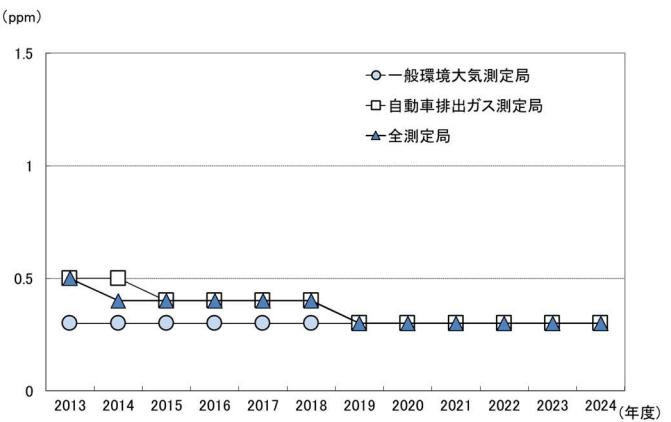
PM2.5については、「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、県内の濃度が高くなる見込みの有無を判定し、ホームページでお知らせしています。2024年度は注意喚起を要するほどの高濃度に達した日はありませんでした。

主な大気汚染物質濃度の経年変化

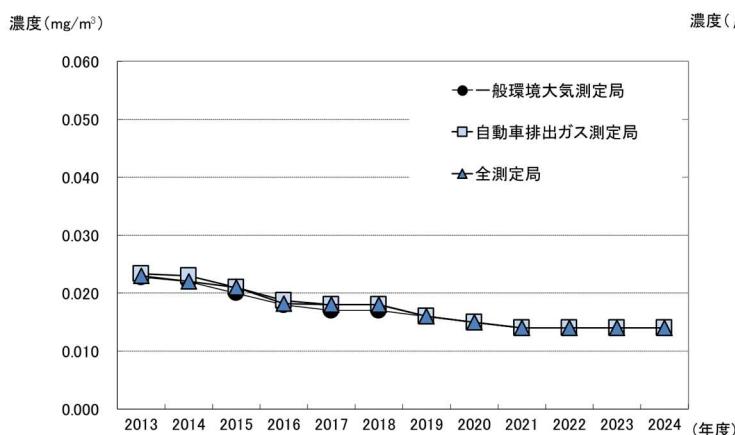
二酸化硫黄（年平均値）



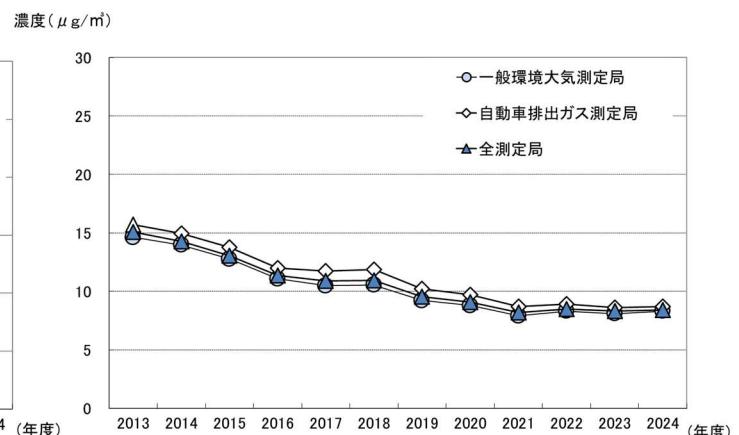
一酸化炭素（年平均値）



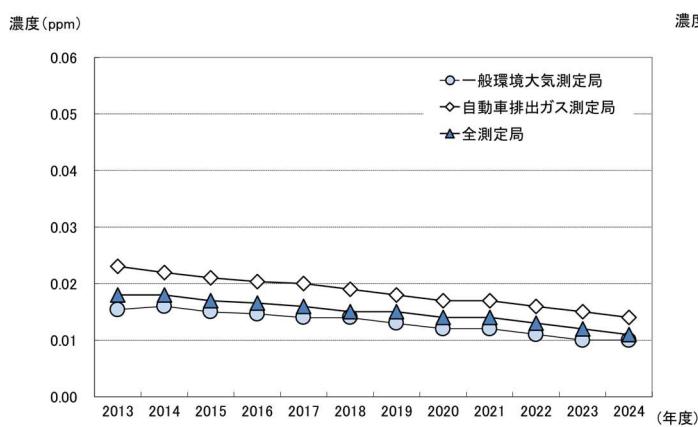
浮遊粒子状物質（年平均値）



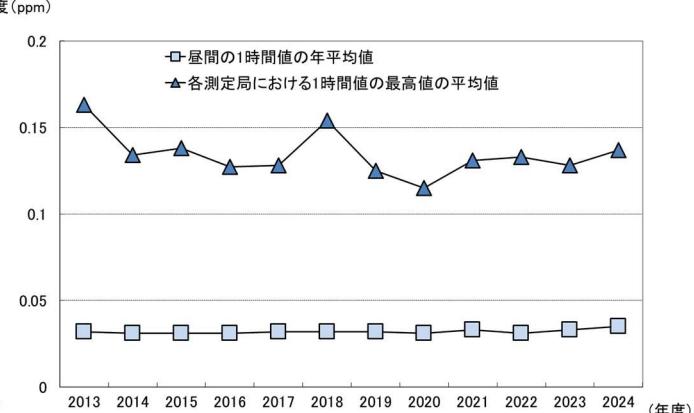
微小粒子状物質（年平均値）



二酸化窒素（年平均値）



光化学オキシダント



▶ 酸性雨の実態把握（雨水の酸性度測定結果）

県内 2 地点（川崎市、平塚市）における雨水の酸性度（pH）測定や主要イオン等の成分分析を行いました。

前年度と比較して、川崎市の pH はわずかに低下（酸性度が上昇）し、平塚市の pH は同程度となりました。

酸性度（pH）の経年変化（年平均値）

調査地点	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
川崎市	5.9	5.7	5.6	5.4
平塚市	5.5	5.3	5.3	5.3
全国平均 *	5.1	5.0	5.0	—

* 出典：全環研酸性雨全国調査報告書
pH が 7 より低い数字の場合は酸性、高い場合はアルカリ性

▶ 有害大気汚染物質の測定結果

2024 年度は、有害大気汚染物質⁶を県内 22 地点で測定しました。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、すべてにおいて、環境基準を達成していました。

指針値が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、「水銀及びその化合物」、ニッケル化合物、「ヒ素及びその化合物」、1,3-ブタジエン及び「マンガン及びその化合物」も、すべてで指針値を下回りました。

（2）アスベスト

アスベスト（石綿）は、2006 年に製造、使用等が全面禁止されました。しかしながら、解体工事現場などからのアスベスト飛散事例が全国的に確認されています。今後は、2028 年頃をピークとして、アスベストを使用した建築物などの解体が増加する見込みになっています。2020 年度の「大気汚染防止法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の改正により、建築物解体時などにおけるアスベストの飛散防止対策が更に強化されました。

▶ 大気中のアスベスト濃度

環境省では、大気中のアスベスト濃度について「石綿纖維数濃度 1 本/㎥とすることが適当である」としています。現在、大気中のアスベスト濃度について、環境基準は設定されていませんが、2024 年度に、県が所管する常時監視測定局周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した結果、いずれの地点でも石綿纖維数は 1 本/㎥を大きく下回る濃度でした。

⁶ 低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で、大気汚染の原因となる物質。特に優先的に対策に取り組むべき物質としては、ベンゼン等 22 物質がある。

測定局名	測定期間	測定結果
愛川町役場	10月1日（火）～3日（木）	0.11
座間市役所	10月8日（火）～10日（木）	0.056
大和市役所	10月29日（火）～31日（木）	0.081
寒川町役場	11月5日（火）～7日（木）	0.056
三浦市城山（旧三崎中学校）	11月12日（火）～14日（木）	0.056
逗子市役所	11月19日（火）～21日（木）	0.096
南足柄市中部公民館	11月27日（水）～29日（金）	0.12
伊勢原市役所	12月17日（火）～19日（木）	0.13

2 県の取組

（Ⅰ）大気環境保全対策

▶ 固定発生源⁷

「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙発生施設（ボイラー、廃棄物焼却炉など）等を設置している工場・事業場に対して、立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置、維持管理及び燃原料の使用状況等について、規制基準に適合していることを確認しています。光化学オキシダントに関する緊急時措置の実施状況を確認しています。その他に、公害防止装置の設置、燃料や燃焼方法の改善等について、指導を行っています。

また、「大気汚染防止法」の改正によって規制対象に追加された揮発性有機化合物（VOC）について、排出抑制に向けた事業者の自主的な取組の促進を図っています。

光化学オキシダント濃度が高値となった時は、光化学スモッグ注意報等を発令し、工場、関係機関及び市町村に連絡して県民の方々の被害防止に努めています。2024年度における光化学スモッグ注意報の発令日数は計12日間、被害発生日数は5日間、被害届出者数は7人でした。光化学スモッグ注意報などの大気汚染情報は、ホームページで提供しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html>



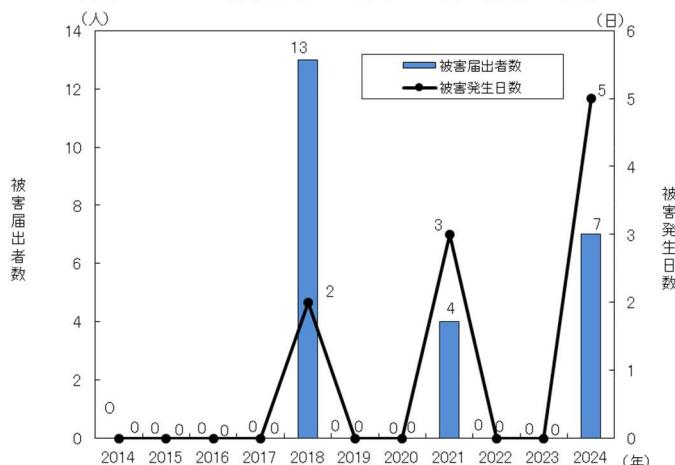
大気汚染防止法に基づく立入検査結果の状況

区分	地域	立入検査数* (件)
県所管	横須賀三浦地区	3
	県央地区	25
	湘南地区	38
	県西地区	14
合計		80

*立入検査数は、延べ工場・事業場数（2024年度末）

参考：政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市）における検査数は、211件

光化学スモッグ被害発生日数及び届出者数の推移



⁷ 工場・事業場に設置されるボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉、廃棄物焼却炉など

▶ アスベスト

「大気汚染防止法」に基づき、アスベスト除去等の作業を行う工事現場などに対して立入検査を実施しています。必要に応じて現場周辺の環境調査を実施するなど、適正な除去作業が行われるよう指導しています。2024年度は、186の工事現場に立入検査を行い、うち13件について周辺環境調査を実施しました。

また、神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市が協定を締結し、アスベストを取り扱う建築物解体工事事業者に対する指導等について協力連携して取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto1.html>



(2) 自動車排出ガス対策

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（「自動車NO_x・PM法」）に基づく「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」（「神奈川県自動車NO_x・PM総量削減計画」）を策定し、実施しています。

旧式ディーゼル車については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、運行を規制しています。

▶ 総量削減計画

「神奈川県自動車NO_x・PM総量削減計画」（第2次）では、2020年度までの県内全域における大気環境基準確保を目標として、総合的かつ計画的に自動車からの排出ガス抑制の取組を実施した結果、目標を達成することができました。2024年4月には同計画（第3次）を策定し、引き続き自動車排出ガス対策を実施しています。

具体的には、「ディーゼル車運行規制」に基づき、条例の排出基準に適合しない車両の県内の運行を禁止するための検査を実施するとともに、低公害車やエコドライブの普及など、環境に配慮した自動車の利用促進に取り組んでいます。

川崎市臨海部は他の地域に比べて二酸化窒素濃度が高い傾向にあります。引き続き二酸化窒素の高濃度情報を発信したり、運送事業者等への低公害車使用の呼びかけを行うなど、事業者等と連携して重点的な取組を行います。

▶ ディーゼル車の運行規制等

排出基準に適合しない旧式ディーゼル車については、「ディーゼル車運行規制」により県内の運行を禁止しています。対象車両の検査を路上などで行い、基準不適合車の使用者には、速やかな改善を指導しています。改善指導に従わない使用者には運行禁止を命じ、命令に従わない場合は罰則を適用することができます。

ディーゼル車の運行規制は、荷主等の運行依頼者にも適用され、運送等の委託時には運行規制が守られるよう、適切な措置を講じることを義務付けています。

県内の主要道路沿道で測定した浮遊粒子状物質の年平均値は、ディーゼル車運行規制等の開始前だった2002年度に比べ、2024年度は約64%低減しました。2014年度以降は、すべての自

動車排出ガス測定局で環境基準を達成しています。

条例では、運行規制のほかに、燃料規制により、粒子状物質の排出量増大をもたらす重油や重油を混ぜた燃料等を自動車の燃料として使用または販売することを禁止しています。燃料規制の検査は、2003年4月から2025年3月までに706箇所で実施し、条例基準に適合しない燃料を使用していた31件に対して改善指導を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/diesel/index.html>



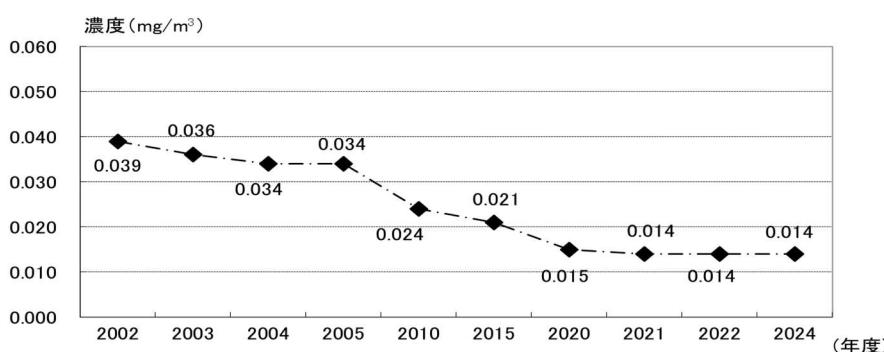
ディーゼル車運行規制

規制内容	条例の粒子状物質（PM）排出基準を満たさない車両での運行禁止
規制される排出ガス中の物質	粒子状物質（PM）
規制対象地域	県内全域
規制対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースにした特種用途自動車 （「1, 2, 4, 6, 8 ナンバーの車」と「5, 7 ナンバーで乗車定員 11 人以上の車」）
規制対象型式	1979年頃までに製造された、排出ガス識別記号のない車両 排出ガス識別記号がK-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-の車両（車検証の「型式」欄に記載） ※ 並行輸入車等で国土交通省から型式指定を受けていない車や改造車の場合、排出ガス識別記号だけでは判断できないことがあります。
罰則等	運行禁止命令（運行禁止命令に従わない場合は、50万円以下の罰金）
備考	知事が指定したPM減少装置を装着している自動車は県内を運行可能 ※ 自動車NOx・PM法で定められた特定の地域内では車両の登録ができない場合があります。

2024年度の検査実施結果（累計）

検査区分	箇所数	検査台数	不適合	継続調査
路上検査	4	33	0	0
ビデオ検査	13	3,209	(調査中)	9
拠点検査	2	85	0	0
事業所検査	0	0	0	0
計	19	3,327	(調査中)	9
(参考) 2003~2024年度累計	6,447	184,995	2,130 (1.2%)	—

自動車排出ガス測定局の浮遊粒子状物質（SPM）濃度の推移



▶ 低公害車の導入促進

本県を含む九都県市では、「九都県市低公害車指定制度」を運用し、普及に向けた取組を連携して実施しています。県の公用車の調達にあたっては、率先して低公害車を導入しています。

県内の電気自動車等の保有車両数（軽自動車、二輪車を除く）
(単位：台)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
電気自動車	9,482	9,997	11,111	12,938	14,947
メタノール自動車	0	0	0	0	0
天然ガス自動車	424	280	182	155	134
燃料電池自動車	269	378	550	567	593
ハイブリッド自動車	547,694	547,681	589,517	636,126	692,488
プラグインハイブリッド自動車	7,327	8,041	9,257	11,049	13,456

出典：自検協統計 自動車保有車両数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）

県内の九都県市低公害車数と普及率（二輪車を除く）
(単位：台)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
九都県市指定低公害車	2,565,967	2,661,686	2,587,037	2,517,586	2,494,233
自動車台数	3,710,713	3,725,251	3,723,982	3,741,801	3,740,343
九都県市指定低公害車 普及率（%）	71.6	71.5	69.5	67.3	66.7

出典：九都県市指定低公害車普及状況調査（九都県市大気保全専門部会）、自動車保有状況調査（神奈川県）

▶ エコドライブの推進

本県では、エコドライブの普及推進のため、県ホームページでの情報発信や、希望者へのエコドライバーステッカーを配布しています。

また、県の全機関では、物品の発注や業務を委託する際に低公害車の使用やエコドライブの実践を求める「グリーン配送」の取組を実施しています。

（3）EV・FCVの普及に向けた取組

走行時に大気汚染物質や温室効果ガスを排出しない電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の普及に向けた取組を実施しています。EV及びFCVの普及に向けた取組は、県のホームページ等で情報を提供しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/index.html>



▶ 電気自動車（EV）

県内のEV乗用車保有台数（軽自動車を除く）は、2024年3月末現在で14,531台となり、全国トップクラスの普及状況です。

2025年度は、EVの充電設備の整備に対する補助や、バスやトラックをはじめとする事業用等のEVの導入に対する補助を行っています。

このほか、共同住宅にEV充電設備を整備することに興味のある方を対象にしたセミナーを開催し、普及啓発に取り組んでいます。

▶ 燃料電池自動車（FCV）

水素と酸素の化学反応を利用する燃料電池を搭載したFCVについては、県内の保有台数は2024年3月末現在で593台です。

2025年度は、従来のFCVの導入及び水素ステーションの整備に対する補助に加え、新たにFCトラックの導入、水素ステーションの運営等に対する補助を行っています。

また、県の補助金交付を受けたFCVについては、自動車税種別割（5年度分）を全額減免しています。

県は、2025年5月、国が官民一体となり先行的な燃料電池商用車の需要の創出、周辺需要の喚起を図っていく「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に選定されたことを踏まえ、燃料電池商用車の導入促進に向けた取組を加速させていきます。

このほか、県では公用車として5台のFCVを運用しています。

神奈川県再エネ水素ステーション～水素を製造・活用するために～

2017年度に燃料電池自動車（FCV）への充填が可能な再エネ水素ステーションを、キリンビール株式会社横浜工場内に設置しました。

この水素ステーションでは、同工場に設置されている薄膜太陽電池等で発電した再生可能エネルギーを利用しており、水を電気分解することでCO₂フリーの水素を製造することができます。



（県再エネ水素ステーション外観）

5 騒音・振動・ 悪臭への対応

I 現況

(I) 騒音

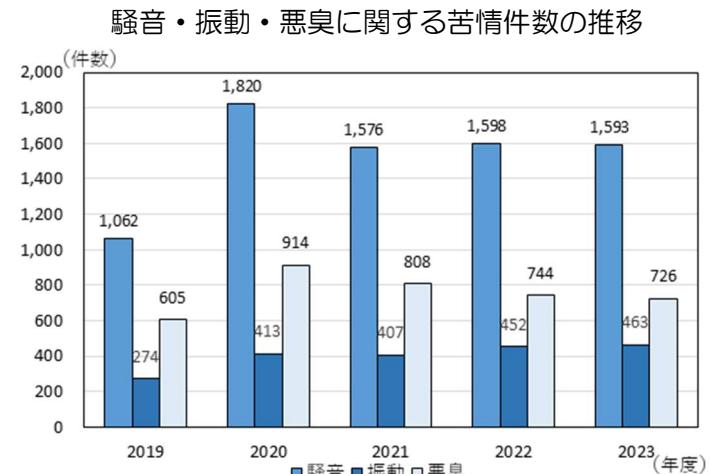
騒音の発生源は、工場・事業場や建設作業、交通機関、一般家庭など多種多様です。2023年度の苦情件数は、1,593件でした。

また、県では、騒音の現況を把握するため、交通騒音や航空機騒音の測定調査を行っています。

▶ 道路交通騒音及び新幹線騒音

道路交通騒音については、道路沿道での騒音測定結果を基に面的評価¹を行っていますが、2023年度に評価した区間において、評価戸数675,805戸のうち環境基準を達成したのは609,008戸(90.1%)でした。

新幹線騒音については、新型車両導入等による低騒音化が図られていますが、環境基準の達成は依然として厳しい状況です。



道路交通騒音の面的評価結果

年度	評価区間延長(km)	評価区間数	住宅等戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
2019	2,133.1	1,498	703,319	624,581	88.8	39,604	5.6	2,039	0.3	37,095	5.3
2020	2,165.7	1,540	711,155	630,437	88.6	38,282	5.4	1,982	0.3	40,454	5.7
2021	2,143.5	1,530	718,007	639,369	89.0	37,296	5.2	1,756	0.2	39,586	5.5
2022	2,084.0	1,503	627,280	566,874	90.4	31,878	5.1	1,156	0.2	27,372	4.4
2023	2,148.6	1,558	675,805	609,008	90.1	35,315	5.2	1,029	0.2	30,453	4.5

¹ 道路沿道での騒音レベルを基に、沿道から50m以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法

新幹線騒音測定調査結果

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
調査地点数	14	15	13	15	13
環境基準適合地点数	6	4	5	9	5
環境基準適合率 (%)	42.9	26.7	38.5	60.0	38.5

▶ 厚木基地航空機騒音

厚木基地周辺の地域では、長年、空母艦載機の飛行や訓練等に伴う激しい騒音が、深刻な社会問題となっていました。2018 年 3 月に空母艦載機部隊の他県への移駐は完了しましたが、ジェット戦闘機の飛来時には、騒音についての苦情が寄せられています。

厚木基地周辺の航空機騒音測定調査結果

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
類型指定地域内調査地点数	30	29	29	30	30
(うち基地東西 1.5km 以遠地点)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
環境基準適合地点数	29	27	27	28	29
(うち基地東西 1.5km 以遠地点)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
環境基準適合率 (%)	96.7	93.1	93.1	93.3	96.7
(うち基地東西 1.5km 以遠地点)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

厚木基地周辺の苦情件数の推移

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
1,038	1,087	1,084	820	1,015

▶ 羽田空港航空機騒音

羽田空港周辺の川崎市川崎区では、羽田空港の機能強化に伴い、国が 2020 年から新飛行経路の運用を開始したことから、騒音の増大が懸念されています。

(2) 振動

振動の発生源も、騒音と同様に多種多様であり、影響範囲が限られているという特徴があります。2023 年度の苦情件数は 463 件でした。

(3) 悪臭

従来、悪臭の発生源は、主に工場や事業場でした。最近は、市街地における店舗等からの「におい」に対する苦情が増加しています。2023 年度の苦情件数は 726 件でした。

2 県の取組

(1) 騒音・振動対策

▶ 道路交通騒音

「騒音規制法」にて、自動車ごとに騒音の大きさの許容限度が定められており、1971年以降、順次規制が強化されています。また、県では、道路交通騒音の対策にもなる排水性舗装の敷設等を行っています。

▶ 新幹線騒音

新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにするために、環境基準の類型を当てはめる地域を指定しています。また、新幹線騒音測定調査を実施した場合は、新幹線鉄道事業主の東海旅客鉄道（株）に調査結果を伝え、改善を求めていきます。

▶ 厚木基地航空機騒音

厚木基地を拠点とする空母艦載機による夜間連続離着陸訓練（NLP）は、ほとんどが硫黄島で実施されるようになりました。しかし、2017年9月には厚木基地で空母艦載機の着陸訓練が実施されるなど、近年でも空母艦載機飛行による騒音問題が生じています。

2018年3月に空母艦載機部隊の移駐は完了しましたが、部隊移駐による基地周辺住民の負担軽減が確実なものとなるよう、今後も騒音問題の解決に取り組んでいきます。

また、県と関係市では、厚木基地周辺の計31地点（環境基準の類型指定地域外1地点を含む）において航空機騒音を測定しています。測定結果を環境科学センターで解析し、「航空機騒音測定調査結果報告書」として、県や市の環境担当窓口、公立図書館等に配布しています。また、県では、環境基準の類型を当てはめる地域を指定し、告示することによって航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにしています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bz3/cnt/f417272/>



▶ 羽田空港航空機騒音

2020年から羽田空港周辺地域で騒音測定を実施し、新飛行経路の飛行に伴う騒音の影響を踏まえ、2024年8月に環境基準の類型を当てはめる地域を指定しています。今後も継続的に騒音の測定を実施していきます。

(2) 悪臭対策

「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を採用しており、市街地における店舗等からの「におい」などによる問題にも対応しています。

県が定める臭気指数規制内容

(1) 規制対象地域	神奈川県の区域（市の区域を除く。 ^{*1)} のうち、都市計画区域（農業振興地域を除く。）
(2) 規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
(3) 規制基準 (悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)	<p>ア 敷地境界線上における規制基準（1号基準） (ア) 1種地域^{*2} 臭気指数 [10] (イ) 2種地域^{*3} 臭気指数 [15]</p> <p>イ 気体排出口の規制基準（2号基準） 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度</p> <p>ウ 排出水における規制基準（3号基準） (ア) 1種地域 臭気指数 [26] (イ) 2種地域 臭気指数 [31]</p>

* 1 市では、悪臭防止法第4条の規定に基づき、独自に管轄市域内の規制方法を定めています。

なお、2025年4月現在、すべての市（横浜市、川崎市は各市の条例に基づく）は臭気指数規制を基準として取り入れており、横浜市、川崎市は特定悪臭物質規制もあわせて取り入れています。

* 2 1種地域：住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）

* 3 2種地域：商業系地域（近隣商業地域、商業地域）、工業系地域（工業地域、準工業地域及び工業専用地域）及びその他の地域

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/souon/index.html> （騒音・振動）



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/akusyu/index.html> （悪臭）



6 水環境の保全



現況

水質汚濁の原因は多岐にわたります。人の活動に伴うもののほか、例えば火山活動など自然的要因によるものもあります。下水道など生活排水処理施設の整備により、水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量（BOD）¹又は化学的酸素要求量（COD）²の環境基準達成率は、改善傾向にありますが、100%の達成には至っていません。

本県の主要な水源は、相模川水系と酒匂川水系であり、県内水需要の9割以上をまかなっています。県は、水源環境を保全する取組として、2007年度から「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、取組を進めています。

2022年度からは、最後の5年となる第4期目の計画に取り組んでいますが、これまでの取組により、相模川・酒匂川流域においては、アオコの発生要因となる窒素濃度に減少傾向が認められており、県民の水がめであるダム湖への栄養塩類の削減に一定の効果を確認しています。また、水源林においても手入れ不足の人工林の割合が減少するなど、公益的機能の高い森林づくりが進んでいます。

(1) 河川

2024年度は、27河川（支川を含めると56河川）89地点において、人の健康保護に関する27項目（健康項目）、生活環境保全に関する12項目（生活環境項目）などの52項目を調査しました。

▶ 健康項目

砒素が早川の2地点で火山地帯の自然的要因により、ほう素が下山川及び森戸川（葉山町内）の2地点で海水の影響により、それぞれ環境基準を達成していませんでしたが、その他の項目はすべての測定地点で環境基準を達成していました。

¹ 水中の有機汚濁物質が微生物により分解される時に消費される酸素の量で、河川の汚濁状況を評価するもの。

² 水中の有機汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁状況を評価するもの。海域や湖沼のように、プランクトン等の生物が多く存在している水域では、それらの呼吸作用による酸素消費量を考慮する必要があるため、BODではなくCODを水質指標として用いる。

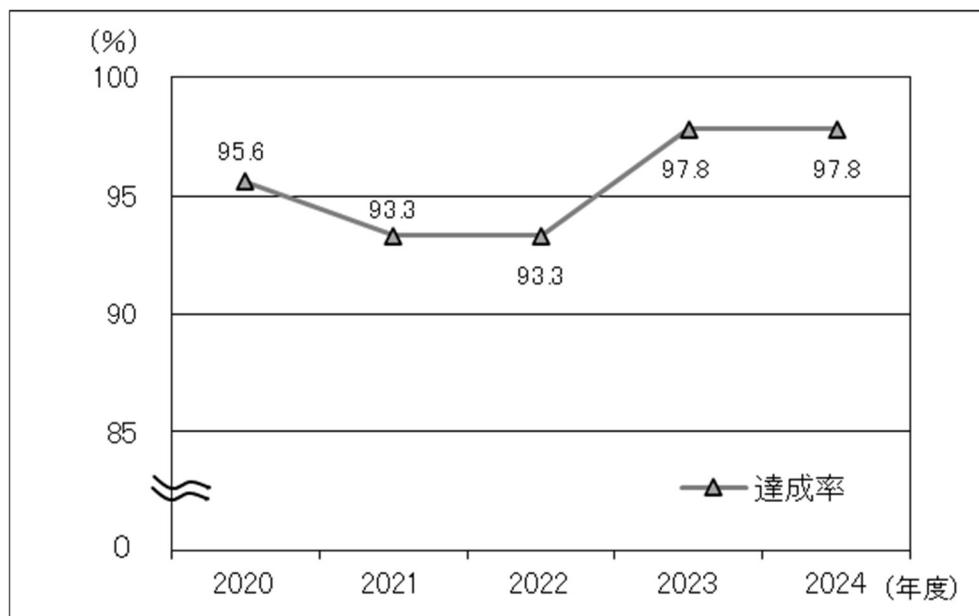
健康項目の調査結果

項目	概要	発生源	備考	環境基準
砒素	早川の2地点で環境基準を達成していなかった（最大0.026mg/L）	火山地帯における自然的要因によるもの	早川水系の一部が水道水源として利用されているが、水道事業者による水質検査では浄水について水質基準値の範囲内だった	0.01mg/L以下
ほう素	下山川及び森戸川の2地点で環境基準を達成していなかった（最大1.8mg/L）	海水の影響によるもの	飲み水に利用されておらず、健康への影響はない	1mg/L以下

▶ 生活環境項目

BODについては、45水域中44水域（97.8%）で環境基準を達成していました。水道水源である相模川中流（A類型）、酒匂川上流（A類型）をはじめとする県内の主要な河川では、すべての水域でBODの環境基準を達成していました。

河川におけるBODの環境基準達成率の推移



主要河川におけるBODの環境基準達成状況

水域名	類型	環境基準	2022年度	2023年度	2024年度
多摩川 中下流	B	3 mg/L 以下	○	○	○
鶴見川 上流	D	8 mg/L 以下	○	○	○
鶴見川 下流	C	5 mg/L 以下	○	○	○
境川 上流	D	8 mg/L 以下	○	○	○
境川 下流	C	5 mg/L 以下	○	○	○
相模川 中流	A	2 mg/L 以下	○	○	○
相模川 下流	B	3 mg/L 以下	○	○	○
金目川 上流	A	2 mg/L 以下	○	○	○
金目川 下流	C	5 mg/L 以下	○	○	○
酒匂川 上流	A	2 mg/L 以下	○	○	○
酒匂川 下流	B	3 mg/L 以下	○	○	○

* 「○」は達成、「×」は非達成を示します。

(2) 湖沼

2024年度は、相模湖5地点、津久井湖4地点、芦ノ湖4地点、丹沢湖4地点及び宮ヶ瀬湖2地点において、健康項目27項目、生活環境項目12項目などの計53項目を調査しました。

▶ 健康項目

すべての測定地点で全項目とも環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

CODについては、5水域中4水域（相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖）で環境基準を達成していました。自然環境保全の目的から、最も厳しい環境基準（1 mg/L）が適用されている芦ノ湖では、環境基準を達成していませんでした。

また、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼として、全窒素及び全磷の環境基準が適用されている相模湖及び津久井湖では、いずれも環境基準を達成していませんでした。

湖沼におけるCODの環境基準達成状況

水域名	類型	環境基準	2022年度	2023年度	2024年度
相模湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○
津久井湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○
芦ノ湖	AA	1 mg/L 以下	×	×	×
丹沢湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○
宮ヶ瀬湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○

* 「○」は達成、「×」は非達成を示します

湖沼における全窒素・全燐の環境基準達成状況

水域名	類型	項目	環境基準	暫定目標	2022 年度	2023 年度	2024 年度
相模湖	II	全窒素	0.2 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	△	×	×
		全燐	0.01 mg/L 以下	0.080 mg/L 以下	×	×	△
津久井湖	II	全窒素	0.2 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	△	△	△
		全燐	0.01 mg/L 以下	0.042 mg/L 以下	△	×	×

* 「△」は環境基準は非達成であるが暫定目標は達成、「×」は環境基準及び暫定目標非達成を示します

(3) 海域

2024 年度は、東京湾 22 地点及び相模湾 20 地点において、健康項目 25 項目、生活環境項目 10 項目などの計 46 項目を調査しました。

▶ 健康項目

すべての地点で全項目とも環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

CODについては、13 水域（東京湾 11 水域、相模湾 2 水域）中 8 水域（東京湾 6 水域、相模湾 2 水域）で環境基準を達成していました。全窒素及び全燐については、環境基準が適用されている東京湾 4 水域すべてで環境基準を達成していました。

海域における COD の環境基準達成状況

水域名	類型	環境基準	水域数	環境基準達成水域数		
				2022 年度	2023 年度	2024 年度
東京湾	A	2 mg/L 以下	2	1	1	0
	B	3 mg/L 以下	6	3	4	3
	C	8 mg/L 以下	3	3	3	3
相模湾	A	2 mg/L 以下	2	2	2	2
計（達成率）			13	9 (69.2%)	10 (76.9%)	8 (61.5%)

海域における全窒素・全燐の環境基準達成状況

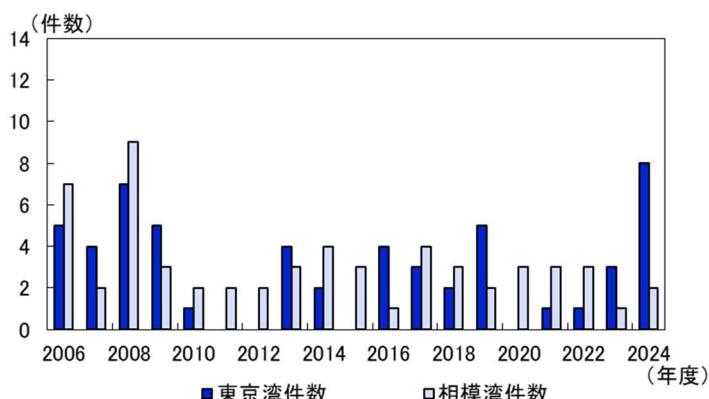
水域名	類型	項目	環境基準	2022 年度	2023 年度	2024 年度
東京湾 (口)	IV	全窒素	1 mg/L 以下	○	○	○
		全燐	0.09 mg/L 以下	○	○	○
東京湾 (ハ)	IV	全窒素	1 mg/L 以下	○	○	○
		全燐	0.09 mg/L 以下	○	○	○
東京湾 (二)	III	全窒素	0.6 mg/L 以下	○	○	○
		全燐	0.05 mg/L 以下	○	○	○
東京湾 (木)	II	全窒素	0.3 mg/L 以下	○	○	○
		全燐	0.03 mg/L 以下	○	○	○

* 「○」は達成を示します。

・赤潮³の発生状況

2009 年度以降の発生件数は、東京湾及び相模湾ともに、それ以前と比較して、低い水準で推移していますが、近年は魚介類をへい死させる有害なプランクトンが出現しています。

赤潮情報数



(4) 地下水

(水産技術センター調べ)

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目 28 項目のほか、一般項目 5 項目について調査しました。

▶ 定点調査

地下水質測定結果総括（定点調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	78	3	73	93.6
一般項目	5	78	0	78	100
全項目計	33	78	3	73	93.6

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するため、定点調査を実施しました。

2024 年度は、15 市 7 町の 78 地点において水質を調査した結果、73 地点で環境基準を達成していましたが、5 地点では、鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が環境基準を達成していませんでした。

³ 植物プランクトンの大量増殖により、海が赤褐色等に見えること。生活排水や工場排水に含まれる栄養塩類が河川を通じて海に流入し、日照や水温などが好適な条件になると、植物プランクトンが大量増殖することがある。赤潮が発生すると、プランクトンが海水中の酸素を大量に消費することなどにより、魚の大量死を招くことがある。

▶ メッシュ調査

県内の地下水汚染状況を広く把握するため、県内全域を2km又は4kmメッシュに区切り、各メッシュ内の井戸を1つ選定した上で、水質を調査しました。メッシュ調査は、4年間で県内を一巡するよう、計画的に実施しています。

2024年度は、12市3町の76地点において水質を調査した結果、72地点で環境基準を達成していましたが、4地点では、^ひ砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していませんでした。

地下水質測定結果総括（メッシュ調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	76	2	72	94.7
一般項目	5	76	0	76	100
全項目計	33	76	2	72	94.7

* 一般項目は電気伝導率、pH、水温等

(5) PFAS

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼びます。このPFASは、1万種類以上の物質があるとされています。また、PFASのうち、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS等」という。）は、幅広い用途で使用されてきているほか、難分解性、高蓄積性、長距離移動性などの性質があるため、動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

このため、計画を定めて県内のPFOS等の実態把握を進めており、2024年度は、公共用水域26地点（河川22地点、湖沼1地点、海域3地点）及び地下水67地点で調査を実施した結果、河川の6地点及び地下水の5地点でそれぞれ指針値（PFOSとPFOA合わせて50ng/L）を超過しましたが、新たな汚染地点は確認されませんでした。

PFOS等の指針値適合地点数の推移

（公共用水域）

項目	2022年度	2023年度	2024年度
測定地点数	20	23	26
適合地点数	18	21	20
適合率	90.0%	91.3%	76.9%

PFOS等の指針値適合地点数の推移

（地下水）

項目	2022年度	2023年度	2024年度
測定地点数	19	18	67
適合地点数	18	18	62
適合率	94.7%	100%	92.5%

(6) 土壤汚染

特定有害物質による土壤汚染のおそれがある土地では、「土壤汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」において、土地所有者等が土壤の汚染状態を調査することとなっています。土壤汚染対策法による調査の結果、土壤汚染が判明した場合には、その土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」と指定し、要措置区域に対しては、汚染の除去等の措置を指示します。

土壤汚染対策法に基づく届出等件数

届出等種類	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
土壤汚染状況調査結果報告書 (法第3条第1項)	30	65* ²	17	26	24	23	未集計
一定の規模以上の土地の形質の変更 届出書 (法第3条第7項) * ¹	-	30	28	29	43	51	未集計
一定の規模以上の土地の形質の変更 届出書 (法第4条第1項)	317	273	309	394	367	319	未集計
要措置区域の指定件数	3	3	1	10	6	3	未集計
形質変更時要届出区域の 指定件数	34	38	27	44	41	47	未集計

* 1 法第3条第7項は2019年の法改正により追加された。

* 2 第1項及び第8項による報告書の合計

県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数*

届出種類	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特定有害物質使用事業所廃止届出	21	13	10	12	7	8	未集計
土地区画形質変更届出	315	348	246	251	237	229	未集計

* 横浜市及び川崎市を除く。

(7) 地盤沈下

地盤沈下の状況を把握するため、法や条例の規制地域となっている市町が水準測量調査を行っています。横浜市及び川崎市では毎年、県条例の指定地域及び周辺地域である6市1町(平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市及び寒川町)では隔年で実施しています。

2024年度は、横浜市及び川崎市が調査を実施し、有効水準点数327点、沈下水準点数103点となりました。年間で最も沈下した点は横浜市栄区金井町で、沈下量は0.77cmでした。

水準測量調査結果

区分	調査水準 点数	有効水準 点数	沈下水準 点数	沈下内容			年間最大沈下点 及び沈下量 (cm)
				2 cm 未満	2 cm 以上 3 cm 未満	3 cm 以上	
横浜市	116	116	60	60	0	0	栄区金井町 0.77
川崎市	257	211	43	43	0	0	川崎区浮島 0.46
合計	373	327	103	103	0	0	

2 県の取組

(1) 環境基準達成に向けた規制・指導

▶ 水質汚濁防止法に基づく規制・指導

「水質汚濁防止法」では、工場・事業場から河川、湖沼、海域などの公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水の規制等を定めています。

県では、有害物質等を含む排水を排出する特定施設を設置する特定事業場に対し、定期的な立入検査を実施して、排水基準の遵守状況等を確認しています。違反がある場合には速やかな是正を指導します。

▶ 化学的酸素要求量等に係る総量削減計画

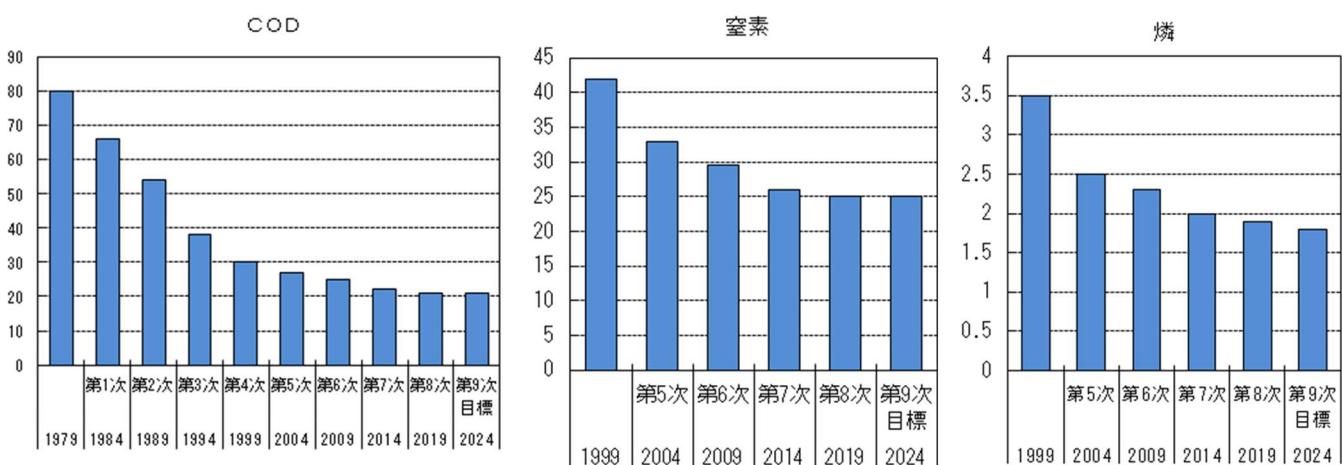
東京湾の水質に影響を及ぼす汚濁物質の負荷量（汚濁負荷量）を削減するため、排出水に含まれる汚濁物質の総量規制制度が導入されています。県は、「化学的酸素要求量（COD）等に係る総量削減計画」に基づいた施策を推進しており、「第9次総量削減計画」のもと、COD、窒素含有量及び燐含有量に係る削減対策の実施や、工場・事業場に対する総量規制及び削減指導等を行っています。

東京湾の現状及び対策の実施状況は、ホームページで公表しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/toukyowann.html>



汚濁負荷量の推移



(2) PFOAS対応

▶ PFOAS等を含む泡消火薬剤の早期代替

PFOAS等による新たな汚染を防ぐため、神奈川県全域でPFOAS等を含む泡消火薬剤の実態把握を進めるとともに、PFOAS等を含まない泡消火薬剤に早期に代替していただくよう周知を行っています。

▶ 監視体制の強化

これまで、河川、地下水等の水質測定を計画的に進めてきましたが、地下水については、局所的な汚染が潜んでいるおそれがあるため、令和6年度から監視を強化し、大幅に測定地点数を増やしており、令和7年度も同様の地点数で水質測定を行います。

▶ 情報発信

河川、地下水等の水質測定結果を逐次公表するとともに、P F A Sに関する最新の情報を収集し、Q & Aとして県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihuoso.html>



(3) 生活排水処理施設の整備

「神奈川県生活排水処理施設整備構想」（生活排水処理100%計画）に基づき、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽⁴等の効果的かつ効率的な整備を推進しています。2019年1月には、今後の人団減少や一段と厳しさを増す財政状況、インフラの老朽化などの社会経済情勢等の変化を踏まえて、整備構想を改訂しました。

整備構想における生活排水処理施設整備の基本的な考え方

1 整備の基本方針

- ・ 都市化が進んでいることを踏まえた、集合処理である下水道の整備
- ・ 農業振興地域（下水道区域を除く。）のうち、集合処理が適している区域における農業集落排水施設の整備
- ・ 集合処理が適していない地域では、個別処理として合併処理浄化槽の普及

2 整備手法選定の考え方

主に次の点を考慮してそれぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を進める。

- ・ 各地域における今後の人口動態・分布の見通し
- ・ 既存生活排水処理施設の設置状況（経過年数、管理状況、更新計画）
- ・ 建設及び維持管理に係るコスト比較
- ・ 水質保全効果（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善）
- ・ 用地確保の難易度（浄化槽の設置スペース・放流先、集合処理施設用地等）
- ・ 当該地域の特性、住民の意向

3 早期概成の考え方

- ・ 人口減少等を踏まえ、集合処理施設整備区域を適切に見直す。
- ・ 生活排水処理施設間の経済比較を原則としつつ、クイックプラン（早期・低コスト型下水道整備手法）の導入などにより2025年度までに生活排水処理施設の整備を概ね完了させる。
- ・ 下水道整備に10年以上かかる地区については浄化槽整備等による弾力的な対応を行う。

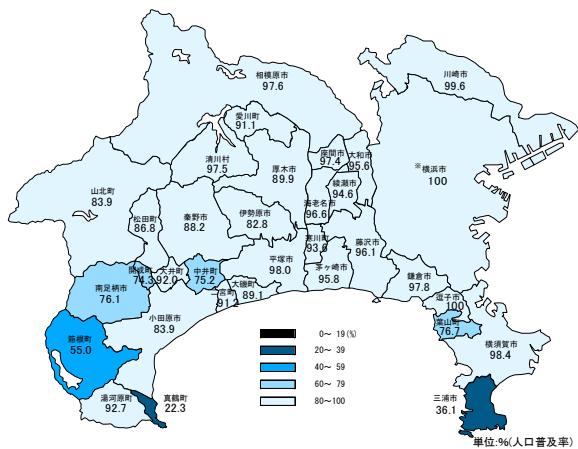
⁴ し尿だけを処理する単独処理浄化槽に対し、し尿と生活雑排水を処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽に比べ、汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

▶ 下水道の整備

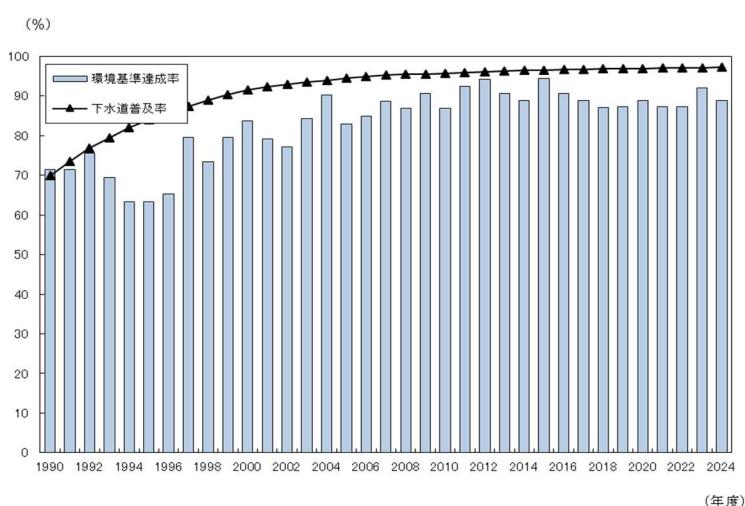
下水道は、健康で快適な生活環境と公共用海域の水質保全に不可欠な施設です。流域下水道の整備を図るとともに、市町村が行う公共下水道の整備を促進しています。

2024年度末の人口普及率は97.2%です。

市町村別下水道普及状況図（2024年度末実績）



BOD (COD) の環境基準達成状況及び下水道普及率の推移



▶ 合併処理浄化槽設置に対する補助

下水道等が整備されない地域等では、し尿と併せて生活排水を個別に処理する合併処理浄化槽を住宅ごとに設置することが重要です。

県は、市町村が合併処理浄化槽の設置者に設置費用の一部を補助する場合、当該市町村に対して補助を行っています。

▶ 農業集落排水施設の整備

下水道区域外の農業振興地域内において、概ね20戸以上、人口1,000人以下の農業集落を対象に、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する農業集落排水施設をコスト比較や住民の意向等を踏まえた総合的な判断により、整備しています。

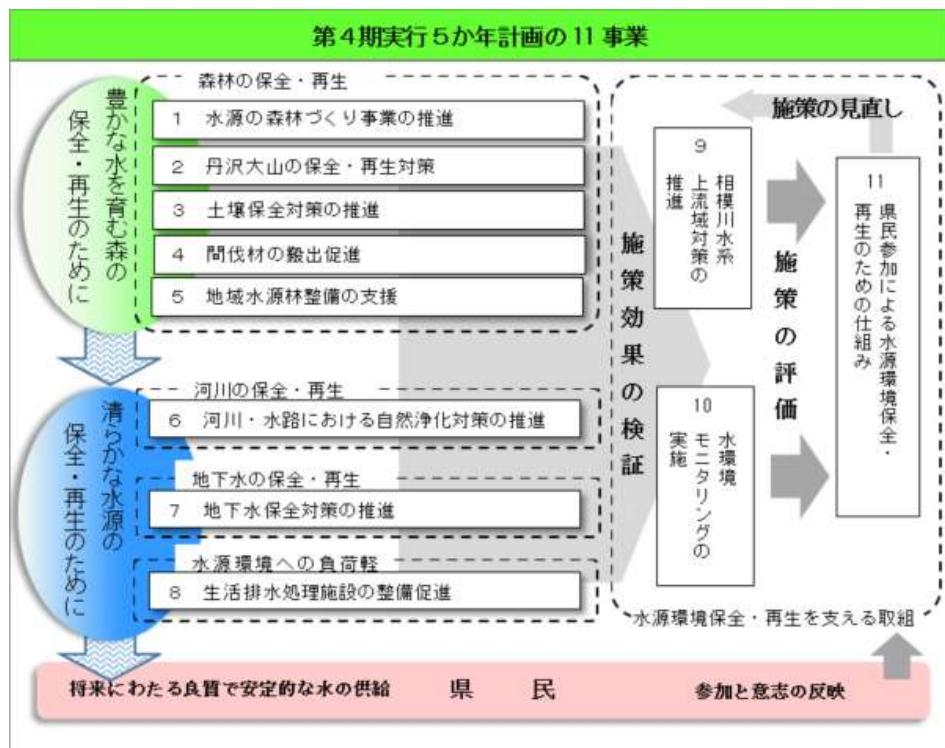
（4）水源地域における取組

水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を推進しています。事業の推進には、県民の皆様に負担をいただいている水源環境保全税を活用しています。長期継続的な取組が必要であり、現在は、第4期計画（2022年度～2026年度）を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/index.html>



第4期実行5か年計画の11事業



▶ 河川・水路における自然浄化対策

水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図るために、市町村管理の河川・水路において、市町村が計画的に実施する生態系に配慮した河川・水路の整備を支援しています。

河川・水路の自然浄化対策の実施箇所数

2007～2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
42	7(2)	4(0)	3(3)	4(1)	3(1)

* ()は新規工事箇所数(内数)



生態系に配慮した河川整備工事
(相模原市姥川)



地下水浄化設備 (秦野市)

地下水保全対策の実施市町村数

区分	2007～2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
地下水かん養対策	6	2	2	2	2	2
地下水汚染対策	2	1	1	1	1	1

▶ 生活排水処理施設の整備

ダム湖の富栄養化状態を解消するには、生活排水の流入抑制が必要です。県では、ダム集水域における、公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備に取り組む市町村を支援しています。2017年度からは、対象地域をダム下流域にも拡大し、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く。）における、合併処理浄化槽への転換促進を図っています。

公共下水道の整備面積

(単位：ha)

2007～2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
344.6	17.0	14.5	15.0	9.4	35.8

県内ダム集水域における高度処理型合併処理浄化槽の設置基数

2007～2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
1,331	80	87	55	79	64

県内ダム下流域における合併処理浄化槽の転換基数

2017～2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
215	92	90	75	88	96

汲取り便槽を高度処理型合併処理浄化槽に転換



(山北町)

▶ 県民参加による水源環境の保全・再生

水源環境保全・再生施策については、県民意見を反映するとともに、事業への主体的参加等、県民の意志を基盤とした施策展開を図っています。

・水源環境保全・再生かながわ県民会議

有識者、関係団体、公募委員を構成員とする会議において、水源環境保全税を財源とする施策について、点検・評価をしていただいている。

・市民事業支援補助金

市民団体やNPO等が実施する水源環境保全活動（4団体4事業）に、補助金を交付しました。



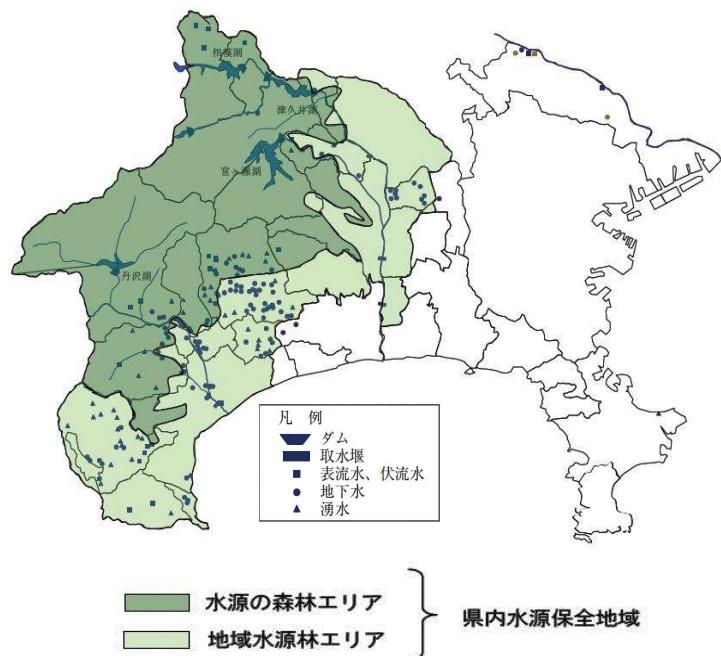
県民会議委員による事業モニター

（5）森林の保全・再生

良質な水の安定的確保には、水源保全地域における健全な森林の保全・維持が不可欠です。

県民の財産である水源地域の森林を次世代に継承し、良質で安定的な水資源を確保するため、県内水源保全地域（水源の森林エリア及び地域水源林エリア）において、森林の公益的機能を高める森林整備を進めています。

県内水源保全地域



▶ 水源の森林づくり

水源の森林エリア内にある手入れが必要な私有林を、6つの手法により県が公的管理・支援しています。また、水源かん養など森林の持つ公益的機能を高める整備の方向として、スギ・ヒノキの人工林では、巨木林、複層林、針広混交林等の多彩な森林づくりに取り組んでおり、広葉樹林では適切な手入れを行い、活力ある森林づくりを図っています。

水源地域の森林を守り育てるためには、県民や企業・団体等との連携が必要です。幅広い県民の理解と協力を得るために、寄附や森林づくりボランティア活動への参加の呼びかけ等を推進しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/j/suigen-shinrin/1/top.html>



水源の森林づくり事業の6つの手法

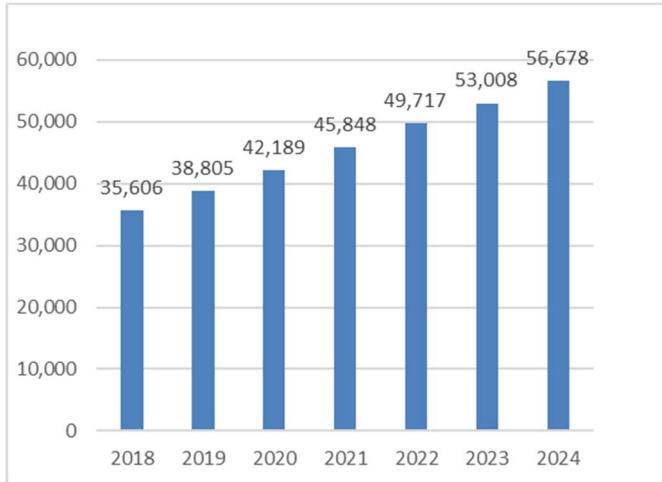
手 法	内 容
協力協約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を県が補助します。
長期施業受委託	森林所有者と森林組合等が森林施業に係る契約を結び、森林組合等が森林の管理・整備を行います。
水源協定林	森林所有者と協定（借り上げなど）により森林を県が整備します。
環境保全分収林	木材生産目的の分収契約*を変更し、より公益的機能の高い森林を目指して整備します。 *伐採時に生じた収益を森林所有者と分け合う契約
水源分収林	森林所有者との分収契約により、森林を県が整備します。
買取り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を県が買入れ、保全整備します。

水源の森林づくり事業で整備した森林の面積
(単位: ha)

1997～2022 年度	2023 年度	2024 年度
49,717	3,291	3,670

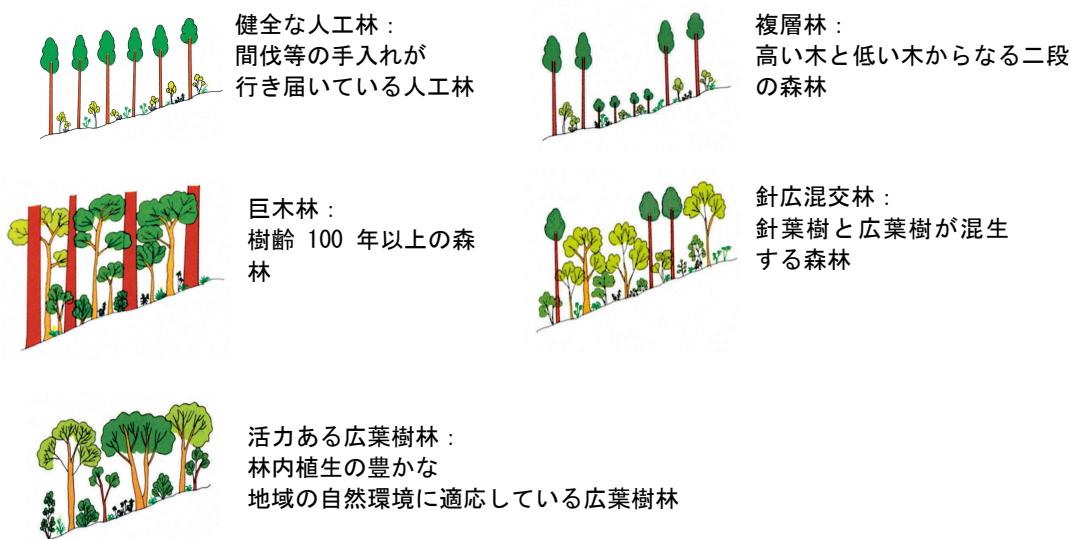
水源の森林づくり事業で整備した森林の面積

(m²)



* 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、
2026 年度までに延べ 54,000ha の私有林を整備する計画です。

水源の森林づくりが目指す林型



▶ 地域水源林の整備

地域水源林エリアの私有林は、河川表流水や地下水、湧水など、地域における水源保全に重要な役割を果たしていますが、水源の森林エリアと同様に荒廃の進行が懸念されています。また、水源の森林エリア内にある市町村有林についても、公益的機能の高い森林づくりが求められています。県では、市町村が主体的に行う、こうした森林整備の取組を支援しています。

支援制度の概要

区分	内容
私有林の整備	地域水源林エリア内の私有林で、水源の森林づくり事業に準じて市町村が行う森林整備・確保に対する支援
市町村有林等の整備	地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備に対する支援

整備実績

(単位:ha)

区分	2007~2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
私有林の整備	3,400	293	283	190	247	248
市町村有林等の整備	1,467	65	67	90	82	85

(6) ダム貯水池の保全

▶ 相模湖・津久井湖の水質保全対策

相模湖・津久井湖では、アオコの大量発生を抑制するため、湖水の循環を促すエアレーション装置を相模湖に8基、津久井湖に9基設置しています。これにより、アオコの発生量は概ね抑制されており、2024年度は大量発生に至りませんでした。

しかし、アオコの発生要因である窒素、^{りん}燐等には、自然由来のものもありますが、濃度は依然として高いことが確認されていることから、湖水の富栄養化状態は改善されていません。そのため、津久井湖の三井地区、沼本地区において、植物の持つ自然浄化機能を活用した植物浄化施設により、アオコの発生抑制対策を実施しています。

また、植物プランクトン大量発生の根本的な解決には、栄養源となる窒素、^{りん}燐等の流入を防ぐことが必要であり、水源地域における生活排水対策や工場排水対策が重要となっています。



(三井地区植物浄化施設)

▶ 水源かん養林の保育

道志ダム（奥相模湖）上流に位置する相模原市牧野財産区及び同市青野原財産区が所有する山林約 426ha について、両財産区と地上権設定契約を締結し、水源かん養林の保育・整備を行っています。水道用水・発電用水の安定的確保とダムへの土砂流入抑制などを目的としています。

▶ ダム施設及び貯水池環境の整備

相模湖、津久井湖及び丹沢湖では、湖周辺の法面保護^{のりめん}と湖面利用の安全を確保するため、法面の崩落防止工事を計画的に実施しています。ダム貯水池についても、流芥除去などを行い、保全を図っています。



丹沢湖周辺崩落防止工事

▶ ダム上流域の災害防止や貯水地の機能維持を図る堆積土砂の除去

相模湖において、貯水池上流域の堆砂による災害防止と有効貯水容量維持を目的とした、しゅんせつを行っています。また、丹沢湖では、流入する3河川のうち2河川に貯砂ダムを設置し、貯砂ダム内に堆積した土砂をしゅんせつすることなどにより、貯水容量の確保に努めています。同様に堆砂が進行している津久井湖及び奥相模湖においても、上流域の災害防止を目的として、しゅんせつを行っています。

(7) 地下水保全

▶ 地下水汚染の未然防止、浄化対策

有害物質の地下浸透を未然に防止するため、「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物やカドミウム、鉛などの有害物質を使用する工場・事業場に対して立入検査を行い、適正な使用、管理等の徹底を指導しています。

一方、こういった規制が始まる前に発生した地下水汚染が発覚することがありますので、汚染原因者や土地所有者に対し、地下水の浄化対策など必要な対応を指導しています。

▶ 地下水質の監視

横浜市などの水質汚濁防止法政令10市⁵と協力して、概況調査（定点調査及びメッッシュ調査）、継続監視調査等を実施しています。

⁵ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市

▶ 地下水かん養等の推進

雨水浸透ます等の設置を推奨しています。地下水に対する県民の関心を深め、保全と活用に向けた県民の自主的な保全行動を促進しています。

▶ 土壌汚染対策

「土壤汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土壌汚染を把握して健康被害を防止するために必要な対策が講じられるよう、事業者を指導しています。

▶ 地盤沈下対策

「工業用水法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、現に地盤沈下が生じている地域あるいは生じるおそれのある地域を指定し、地下水採取を規制しています。

規制地域の6市1町が隔年で実施する地盤沈下の水準測量調査に対して補助金を交付し、地盤沈下情報の把握に努めています。また、地下水を採取する者に対しては、採取量及び地下水位測定の結果報告を義務付け、地下水過剰採取の防止を図っています。

近年、地盤沈下は沈静化傾向となっていますが、引き続き、地下水採取規制や地下水かん養の促進が必要です。